

千葉県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

○千葉県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第十四号）に関する資料

改正後	改正前
<p>(許可更新の手続)</p> <p>第五条 公園施設の設置及び管理の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の一月前に、公園施設設置(管理)許可更新申請書(別記第八号様式)正副二通を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 占用の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の十五日前に、公園占用許可更新申請書(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(受領書の様式)</p> <p>第六条の六 条例第十一条の六に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の三とする。</p>	<p>(許可更新の手続)</p> <p>第五条 公園施設の設置及び管理の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の一月前に、許可更新申請書(別記第八号様式)正副二通を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 占用の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の十五日前に、許可更新申請書(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(受領書の様式)</p> <p>第六条の六 条例第十一条の六第一項に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の三とする。</p>